

盛岡市立厨川中学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の全ての生徒が、安心・安全に学ぶことができ、明るく伸び伸びと学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「盛岡市立厨川中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

また、国の「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を心掛けることにより、事後処理も含め、当該生徒の心的成長の妨げにならないように配慮した支援・指導を行うことを目的として「いじめ対策委員会」を組織し、いじめを絶対に許さない学校づくりを目指す。

2 基本方針

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。【目標】

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作る。
- 生徒、教職員の人権感覚を高める。
- 生徒と生徒、生徒と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

いじめの定義に基づいて

「いじめ」とは、生徒Aと生徒Bの間で

- ① 行為をした者Aも行為の対象となった者Bも児童生徒であること。
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること。
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと（インターネットを通じて行われるものを含む。）
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条から】

いじめの種類(文部科学省の分類による)

- 冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる 【言葉】
- 仲間はずれ、集団による無視 【仲間はずし】
- 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする 【軽度暴力】
- ひどくぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする 【暴力】
- 金品をたかられる 【恐喝】
- 所持品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする 【悪戯】 【盗難】 【損壊】
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする 【脅迫】 【侮辱】 【強要】
- 通信機器（PCやスマートフォン等）等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 【誹謗中傷】 【個人情報漏洩】 【名誉毀損】

3 目的

- (1) いじめは人権を侵害する行為であることを生徒に認識させ、他者を思いやる気持ちを育てる。
- (2) 全ての生徒がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、いじめの防止及び解消について組織的に取り組む。

4 組織

- (1) いじめ(防止)対策委員会を設置する。
- (2) その構成員は、校長、副校長、主幹教諭、生徒指導主事、各学年主任、相談担当、保健主事とし、必要に応じて担任、部活動顧問、スクールカウンセラー等関係職員の参加を求めるものとする。また、事案によっては、より迅速な対応をするため、対策チームを構成し、事案の解決に向けて行動する。構成員は生徒指導主事、学年主任、該当担任（該当顧問）とする。
- (3) その役割は、以下のものとする。
 - ・発生した事案への対応。
 - ・情報交換により日常生活を把握し、早期発見に資すること。
 - ・家庭、地域への啓発活動。
- (4) いじめ(防止)対策委員会は運営委員会、主任会等の既存の委員会にて週一回必ず実施する。

5 いじめ予防のための手立て

- (1) いじめ防止等のための対策に関する校内研修を実施し、いじめ防止に関する教職員の資質向上を図る。（年2回）
- (2) 生徒会による「いじめ撲滅宣言」や「STOPいじめ作戦」（例）等の取り組みを行う。
- (3) 道徳教育等の充実
 - ・道徳の授業を計画的に進め、他者の心の動きや心のつながりを深めるきっかけづくりとする。
 - ・朝、帰りの短学活をはじめ全てにおける出来事を取り上げ、担任等の説話等により生徒の道徳的心情や道徳的判断力を高めさせる。
- (4) 規範意識の高揚
 - ・規範意識の醸成が「いじめは絶対に許されないこと」「いじめは恥ずべき行為であること」を意識される前提であり、そのためにも生活のルール遵守の指導を徹底する。
- (5) インターネット、携帯電話等の通信機器によるいじめ行為に対する対策
 - ・情報モラル教育の充実を図り、インターネット・携帯電話による問題点を指摘することにより、適切な利用を心掛けるよう指導する。（情報モラル教育を年計に記載）
 - ・通信機器を利用したいじめ行為は、指導が後手に回るケース（いわゆる事後指導）がほとんどなので、事前の情報収集に力点を置いた指導を心掛ける。

6 いじめ早期発見のための手立て

- (1) 信頼関係の構築
 - ・いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の生徒観察
 - ・生徒の観察については、いじめ行為の発見だけに限定することなく、生徒の表情や行動の変化、ダイアリーの記述にも配慮する。
 - ・すべての教職員が生徒観察に努め、日々様子の変化を互いに共有できるよう情報交換を綿密に取り合う。（週1回の定例主任会議、相談部会議、相談票等の回覧等）
- (3) アンケートの実施
 - ・生徒の「いじめ、悩みアンケート」を年間5回（5・7・9・11・1月）実施し、積極的な情報の収集に努める。
 - ・保護者アンケートを年間2回（5・11月）実施し、家庭からの情報収集にも努める。
- (4) 相談体制の整備（校務分掌上に相談担当を設置）
 - ・相談担当が連絡及び調整を進め、本校に配置されているSC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）を有効活用し、保護者や該当者にカウンセリングを勧める。
 - ・教育相談期間を設け、面談を通じて各学級担任が生徒一人ひとりと向き合うことにより、生徒との信頼関係の構築と悩みや相談事を打ち明けられる環境づくりに努める。

7 いじめが発見された場合

(1) 初動対応

- ・いじめの訴えを受けた、または、いじめを発見した職員は、生徒指導主事及び学年主任に報告する。生徒指導主事は、いじめ(防止)対策委員会の職員に報告するとともに、校長から今後の対応についての指示を受ける。
- ・いじめられた生徒の安全や保護を最優先し、いつ、誰が、どのように対応するかを決定し、全職員へ周知する。

(2) いじめ(防止)対策委員会の協議

- ・いじめ(防止)対策委員会をすみやかに開き、いじめの訴えや発見内容を把握するとともに、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議する。

(3) 実態把握・解消に向けての対応

- ・いじめ(防止)対策委員会の協議の結果を受けて、生徒指導主事を中心にして学年教師集団で実態把握、解消に向けて、組織（聞き取り、情報収集は、原則複数で当たる）で対応する。

(4) 事後の支援

- ・被害生徒についても加害生徒についても、指導以後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認する。
- ・いじめを解消している状態について、
 - ①いじめに係る行為が止んでいること。
 - ②被害者生徒が心身の苦痛を感じていないこと。上記2つの要件が満たされている必要がある。期間は、少なくとも3か月を目安とする。
- ・いじめが再発する可能性が十分であることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

8 いじめを確実に解決するために

(1) いじめられた生徒・保護者に対して

- ・被害者の立場にたち、「最後まで守る」意思を表示する。
- ・安心して学校生活を送るための具体的なプランを示す。
- ・当該生徒の心のケアを優先する。
- ・解決後も定期的な報告（アフターケア）を行う。

(2) いじめた生徒・保護者に対して

- ・いかなる理由があっても許されない行為であることを説諭する。
- ・保護者への説明と、指導協力関係を構築する。
- ・加害生徒の今後の生活について、前向きに取り組ませる意欲づくりを行う。

(3) 観衆・傍観者に対して

- ・いじめは観衆によって加速し、傍観者によって深刻化することを指導する。
- ・思いやりや正義の心を育成する教育活動を推進する。

(4) P T A・保護者・地域との連携

- ・必要に応じた情報提供する。継続した家庭教育における様子の見守りを願います。
- ・情報交換、意見交流による一層の連携強化を行う。
- ・基本方針を、入学説明会・P T A総会での説明やHPに掲載するなどして周知に努める。

9 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態とは

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（30日以上）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 【法第28条①】

(2) 重大事態の報告

- ・学校は、重大事態が発生した場合、速やかに盛岡市教育委員会に報告する。
- ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

(3) 重大事態の調査

- ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- ・調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・調査結果を学校の設置者に報告する。
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。
(関係者の個人情報に配慮する)
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。

(4) 重大事態への対応

- ・いじめ(防止)対策委員会で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

10 関係機関との連携

- (1) いじめ調査を実施し、その結果を盛岡市教育委員会に報告する。
- (2) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、盛岡市教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

11 その他

いじめ防止に関する校内研修を行い、生徒理解やいじめ対応の教職員の資質向上に努める。

H27. 4. 26 一部改正

H27. 8. 27 一部改正

H28. 7. 7 一部改正

H30. 4. 4 一部改正

4 (2) スクールカウンセラー等関係職員の参加を求めるものを追記

4 (2) 保健主事を追記

6 (2) 相談部会議を追記

7 (4) いじめが解消している状態について追記

R2. 4. 1 一部改正

6 (3) アンケートの実施年間9回を10回に変更

8月に実施していたのを7月に実施に変更

R4. 4. 1 一部改正

2 基本方針のいじめの定義について内容を変更した

6 (3) アンケートの実施年間10回を8回に変更

4月と7月は実施しないことに変更

R8. 4. 1 一部改正

6 (3) アンケートの実施期間8回を5回に変更

5・7・9・11・1月の奇数月に実施することに変更